

雇用ワーキング・グループ関連

提案事項名	該当頁
1 - グループ内派遣の要件緩和 1
2 - 高齢者のグループ内派遣の制限の緩和 1
3 - 平成24年派遣法改正事項の見直し(日雇禁止) 2
4 - 平成24年派遣法改正の見直し(離職後1年以内の受入禁止) 2

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
1	11月18日	1月10日	グループ内派遣の要件緩和	<p>【提案の具体的内容】</p> <p>(1)グループ内派遣のうち、専門業務に関する派遣に関しては、8割基準から控除すべきである。</p> <p>(2)グループ内派遣に関し、グループ内派遣ゆえに雇用面でマッチングすることが出来るメリットを勘案し、雇用の安定を図るためにも8割基準の緩和をすべきである。</p> <p>【提案理由】グループ内派遣に関して、雇用の安定と人材の有効活用を図るため、上記の2点を提案する。</p>	(公社)関西経済連合会	厚生労働省
2	11月18日	1月10日	高齢者のグループ内派遣の制限の緩和	<p>【提案の具体的内容】グループ内派遣に関し、現行の最長3年から5年以上(もしくは、無期限)の派遣を容認すべきである。</p> <p>【提案理由】高齢者雇用の促進につながるため。</p>	(公社)関西経済連合会	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
3	12月20日	1月27日	平成24年派遣法改正事項の見直し(日雇禁止)	<p>【提案理由】 平成24年の派遣法改正により日雇派遣が原則禁止されたが、就労ニーズとのギャップなど実態で多々不具合がおきているため、政令を改正して合理的な内容に改めていただきたい。</p> <p>【提案内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年収要件の見直し(年収が少なくても働けるように) ・真に日雇就労を希望する労働者の場合は禁止の例外とする ・契約更新後の契約期間が30日以下の場合は禁止の例外とする(1ヵ月更新で暦日30日以下の月や引継ぎのために数日更新するケースを認める) ・契約更新の可能性が旨が明示されている場合は禁止の例外とする(いわゆる日雇ではなく、契約更新を前提とするが、最初の契約は労使双方が実際の履行状況を確認するため短い契約とすることを認める) 	個人	厚生労働省
4	12月20日	1月27日	平成24年派遣法改正の見直し(離職後1年以内の受入禁止)	<p>【提案理由】 平成24年の派遣法改正により1年以内離職者の派遣受入禁止が規定されたが、就労ニーズとのギャップなど実態で多々不具合がおきているため、省令を改正して合理的な内容に改めていただきたい。</p> <p>【提案内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自発的離職者は禁止の例外とする(配偶者の転勤、結婚等ライフイベントによる就業形態変更ニーズを認める) ・有期契約労働者は禁止の例外とする(短期アルバイトや期間限定の契約社員など) 	個人	厚生労働省